

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年10月10日認可した。

平成24年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）打越地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）重永池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北原池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）定連下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）定連上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）渡池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）河内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下新開東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下新開西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）平塚地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高柳新出水地区
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）楠見地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）播磨湯地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）飛石地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）寺井出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）楠見池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）五反地地区